

## 第8回民間資金等活用事業推進委員会議事概要

日 時：平成14年11月14日(木) 16:00～17:10

会 場：中央合同庁舎4号館 共用第2特別会議室

出席者：西野委員長代理、小幡委員、奥野委員、高橋委員、山内委員、原委員、  
前田委員、山内委員

井崎専門委員、中村専門委員、広井専門委員、光多専門委員、  
美原専門委員、宮本専門委員、森専門委員、山下専門委員

事務局：坂政策統括官、竹内民間資金等活用事業推進室長、有木参事官

### 議事概要

最近のPFI事業の推進状況等について

事務局より、資料1～4に基づき、最近のPFI事業の推進状況等について説明。

これに関する意見の概要は次のとおり。

- ・PFIへの補助金や税制面での手当てが進んでいるが、PFIの効果の1つである財政負担の縮減と、それらの手当てとの関係をどのように整理しているのか。また、アンケートの結果から、地方公共団体のPFIへの取り組みを支援するために、PFIの基本的な情報やデータベースの整備が必要となっているのではないか。
- ・(事務局)補助金や税制面での支援措置の検討は、従来型とのイコールフットイングという観点から行っているところ。また、PFIについての情報を、ホームページで積極的に公開する体制を整えている。
- ・PFI案件は増えてきているが、重要なことはその内容であり、PFIにより公共施設の整備の効率化がなされているのか、今後検討していくことが必要。
- ・PFIの案件数だけでなく、総投資額を把握し、我が国におけるPFIの位置付けを理解することは価値がある。
- ・PFI実績の整理の考え方として、独立行政法人化が予定されている国立大学の事業を国の案件として整理するのか。

無利子融資制度について、低利融資を含めて多面的な制度を拡充していく必要があるのでは。

税について、不動産取得税に関し、例えば信託を用いることで課税されないスキームを作ることも可能なのでは。

補助金について、いわゆるユニタリー・ペイメントの考え方を重視することで、施設整備の補助金を、サービス・オペレーションに対する補助金へと拡張することはできないだろうか。

- ・(事務局)独立行政法人のPFI案件は現在でも国の案件に含めて公表している。

融資の支援措置は、ふるさと財団などの融資も含めてさまざまな措置があり、特にNTT-Cタイプの無利子融資は昨年度の補正で創設された制度であることから、ひとまず既存の制度を活用していただくことと考えている。

不動産取得税についてご示唆いただいたが、不動産取得税の運用面について、税務当局とよく話をして説明できるところは説明したいと思っている。

ユニタリー・ペイメントと補助金の考え方の整理については、現状の補助金の体系に

において、建設費と維持管理費を一緒にして考えるのは、難しい面もある。

- ・補助金については、同種の施設で補助金が出るものと出ないものがあるが、その点について、次の機会に説明してもらいたい。

また、税制改正要望については、内閣府の要望が各省の要望もカバーしているものと考えて良いか。

- ・（事務局）内閣府の要求は選定事業の用に供される全ての施設を対象としており、施設面で全てをカバーしている。

当面の取り組みについて

事務局より、資料5に基づき当面の取り組みについて説明。

これに関する、意見の概要は次のとおり。

- ・PFI事業の実施を検討するプロセスの中で、コンサルティングの関係の方が入られたり、事業者選定委員会とは別途また検討部会が設けられたりと、当初に比べシステムが重くなっているという印象がある。少し軽くできないものか。

また、個々の事業の選定委員会のメンバーが適切な方になっているかというところも検討課題としていくべきではないか。

- ・（事務局）選定委員会での審議のあり方等は、合同部会などで議論が紹介されたりしており、委員会なり部会での議論を通じ、適切な選定のあり方はいかにあるべきかといったことが、議事録などを通じて読まれている方に伝わるというようなこともあると考えている。
- ・ワーキンググループのスケジュールは、14年度末を目途にガイドラインの報告を、となっているが、契約に対するガイドラインは非常に重要であることから、ぜひ時間をかけて検討したいと考えている。事務局から、一応の目途として、年度末を目途という期限をつけるが、必ずしもそれにこだわらないという見解をいただいておりますので、委員会のレベルでもその点についてご認知いただきたい。
- ・制度上の課題を検討されているが、いわゆる公の施設に関して、総務省が管理受託要件の緩和をするということについて、ご説明いただきたい。
- ・（事務局）公の施設、いわゆる管理受託の対象範囲の拡大については、総務省が次期通常国会での地方自治法の改正に向けて、現在検討作業を進めている。ご承知のように地方自治法上、管理受託者が第三セクターあるいは他の公的団体というのは限られておりまして、その範囲の拡大について検討することを、総務省も明らかにしているが、具体的詳細は、現在総務省の方で検討しており、内容的には私どもまだ十分把握していないが、十分フォローしていきたい。

以上

[ 問合せ先 ]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680・9681